

I 一般会計および特別会計の財政事情

1 平成18年度決算の概要

一般会計決算の概要

○決算規模

平成18年度は、「財政危機回避のための改革プログラム」の2年目として、引き続き、県行政のスリム化、「選択と集中の徹底」による施策の重点化、投資的経費の重点化・効率化等の着実な取り組みを進めた結果、決算規模については、歳入・歳出とも5年連続で前年度を下回りました。

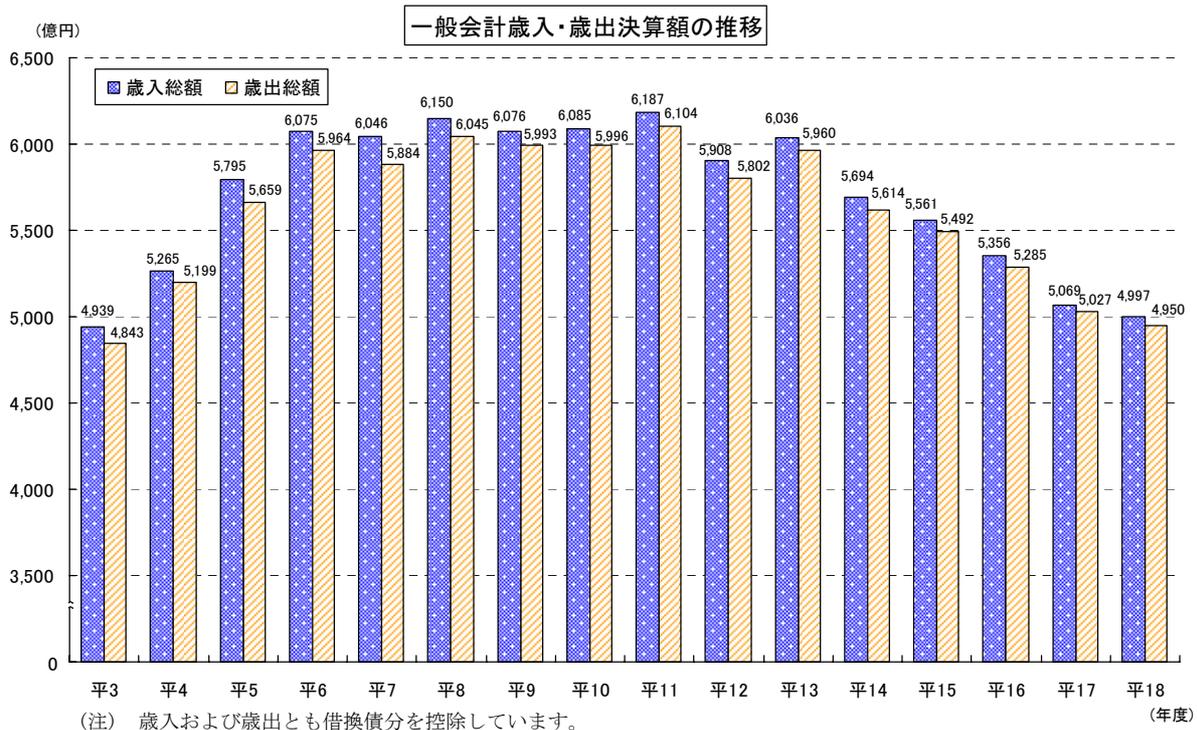
年度別の推移をみても、最も大きかった平成11年度に比べて、平成18年度は、歳入・歳出とも8割程度の水準となっており、その規模が5,000億円を下回り、平成3年度と同程度の水準です。

○歳入決算額

歳入決算額は、景気の回復などを受けて県税が前年度に比べ増加し、「三位一体の改革」等により税源移譲に伴う分として地方譲与税が増えたものの、一方で、国庫補助負担金と地方交付税が昨年に引き続き大幅に減少したことから、総額では前年度に比べ71億7,225万7千円減少し、4,996億9,185万4千円となりました。

○歳出決算額

歳出決算額は、「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、事務事業の見直しをはじめ、緊急度・優先度を勘案した事業の「選択と集中」等に徹底して取り組んだことにより、前年度に比べ76億4,940万7千円減少し、4,950億3,306万1千円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、46億5,879万3千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、収支の均衡に努めた結果、10億6,343万円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると3.0%の増となり、平成18年度単年度の収支額は、3,130万7千円のプラスとなっています。

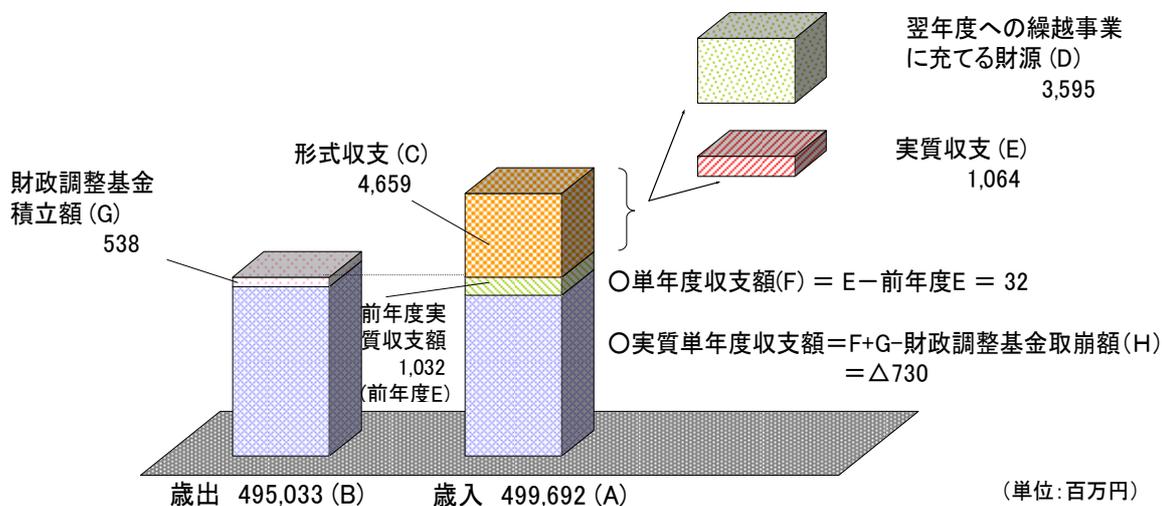
なお、財政調整基金の積立および取崩しを反映させた実質単年度収支額では、7億3,031万3千円のマイナスとなっています。

●平成18年度一般会計決算

(単位：千円・%)

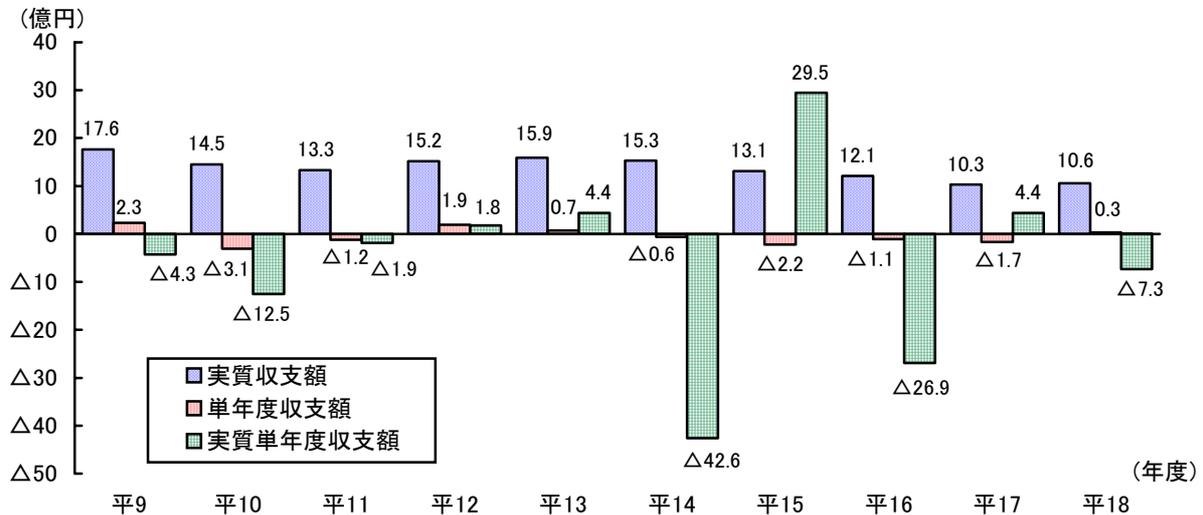
区 分	平成18年度		平成17年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	499,691,854	98.6	506,864,111	94.6
歳出総額 B	495,033,061	98.5	502,682,468	95.1
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,658,793	111.4	4,181,643	58.7
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,595,363	114.2	3,149,520	53.3
(内訳) 繰越明許費	3,505,138	112.0	3,129,730	53.1
事故繰越	90,225	455.9	19,790	99.0
支払繰延	-	-	-	-
実質収支額 (C-D) E	1,063,430	103.0	1,032,123	85.6
単年度収支額(E-前年度のE) F	31,307	-	△ 173,654	-
財政調整基金積立額 G	538,380	87.9	612,333	91.3
財政調整基金取崩額 H	1,300,000	皆増	-	皆減
実質単年度収支額 (F+G-H)	△ 730,313	-	438,679	-

【平成18年度収支模式図】



収支状況の推移を見ると、毎年度、実質収支額はプラスを確保することができているところです。平成18年度は、引き続き地方交付税が減少したことなどにより、財政調整基金の取崩しを行って対応したことなどから、実質単年度収支が再びマイナスに転じています。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

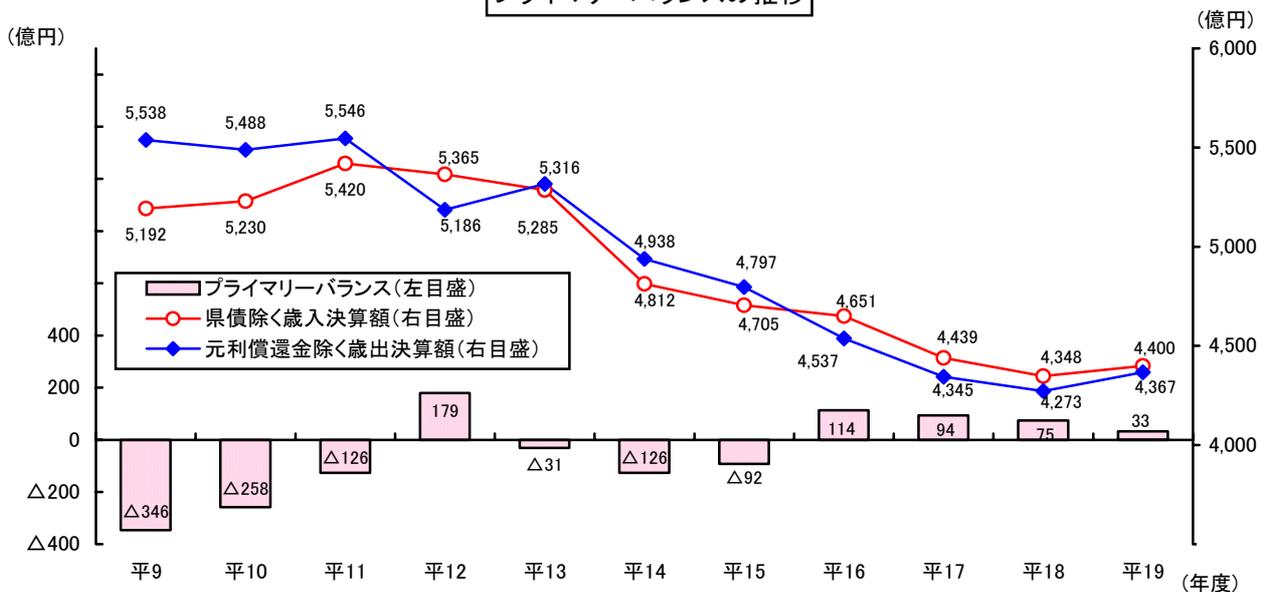


プライマリーバランスの推移を見ると、本県では、平成2年度以降、平成12年度を除きマイナスの状態となっていました。しかし、「財政構造改革プログラム」に基づく投資的経費の抑制など歳出の削減等の取り組みを進めた結果、県債の発行額が大幅に減少したことなどにより、平成16年度決算からプラスに転換し、平成18年度決算においても引き続き75億円のプラスとなったところです。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債の発行に頼らない歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスとなると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を送っている状態と言えます。

*プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債にかかる元利償還金を除いた歳出決算額の差

プライマリーバランスの推移



(注) 平成18年度までは決算額、平成19年度は9月補正後予算額です。

(2) 歳入決算額

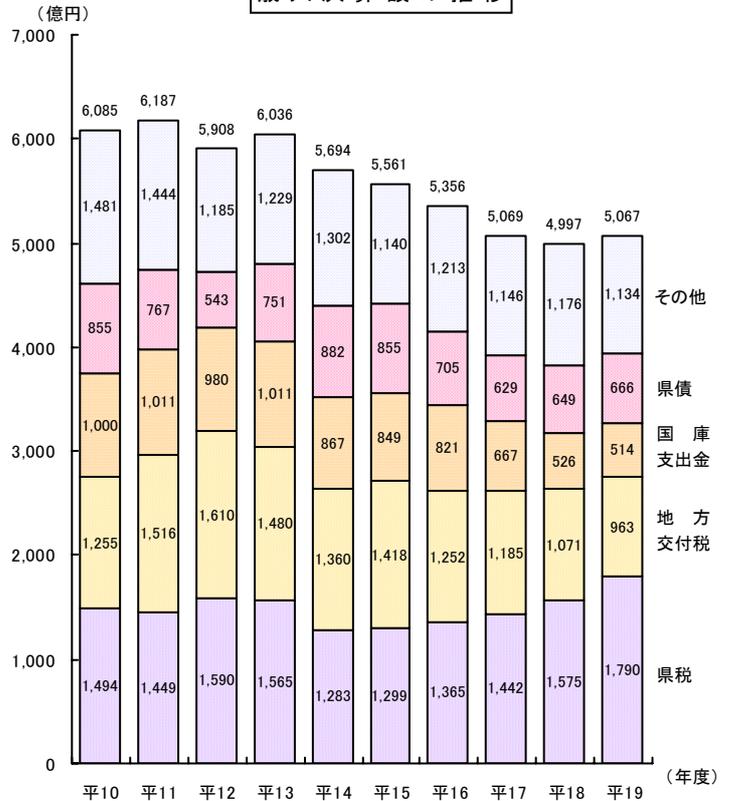
○県税

平成18年度の我が国の経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、国内民間需要（個人消費・設備投資）を中心に引き続き景気の回復が続きました。本県では、景気回復の影響が主要法人以外の中小の法人にも幅広く浸透し、企業業績が改善したことから、主力の法人二税は111億9,938万円、20.0%の増加となり、県税総額に占める法人二税の収入割合は42.6%と4年連続の上昇となりました。

一方、その他の税目では、軽油引取税が減額となったものの、企業業績や個人消費の回復、定率減税の縮減などにより個人県民税や地方消費税、不動産取得税などで増収となり、全体として前年度決算額と比べて、21億3,579万8千円、2.4%の増となりました。

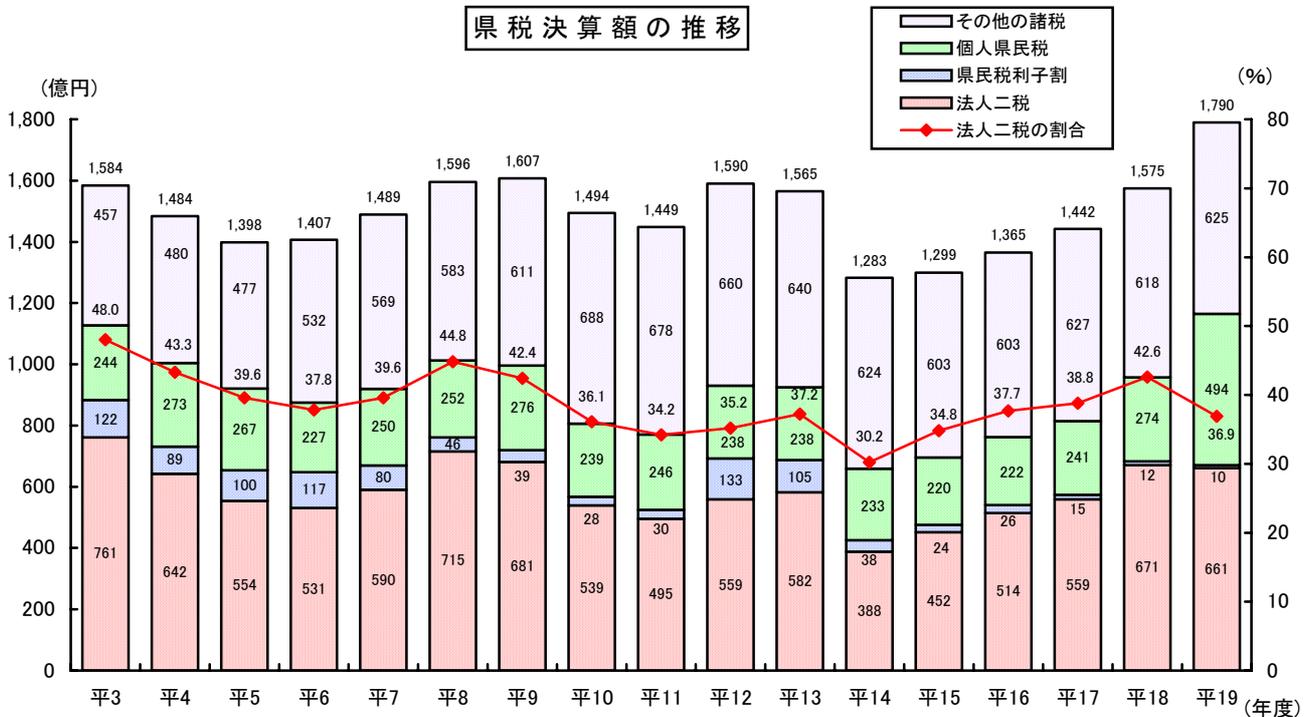
こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、133億3,517万8千円、9.2%増の1,575億3,025万6千円となりました。

歳入決算額の推移



(注) 1 県債については、借換債を除いています。
2 平成18年度までは決算額、平成19年度は9月補正後予算額です。

県税決算額の推移



(注) 平成18年度までは決算額、平成19年度は9月補正後予算額です。

○地方譲与税

所得税から個人住民税への税源移譲が実施されるまでの経過措置としての所得譲与税が増加したことなどに伴い、地方譲与税は、前年度に比べ164億8,002万2千円、172.4%増の260億4,055万4千円となりました。

○地方交付税

「三位一体の改革」により、地方財政計画の歳出が抑制され、地方交付税総額が、前年度に比べ9,906億円削減されたことなどに伴い、本県に交付された地方交付税額は、前年度に比べ113億3,014万8千円、9.6%減の1,071億2,744万円となりました。

○国庫支出金

「三位一体の改革」による国庫補助負担金の廃止・縮小などに伴い、国庫支出金は、前年度に比べ141億2,136万2千円、21.2%減の525億6,930万1千円となりました。

○県債

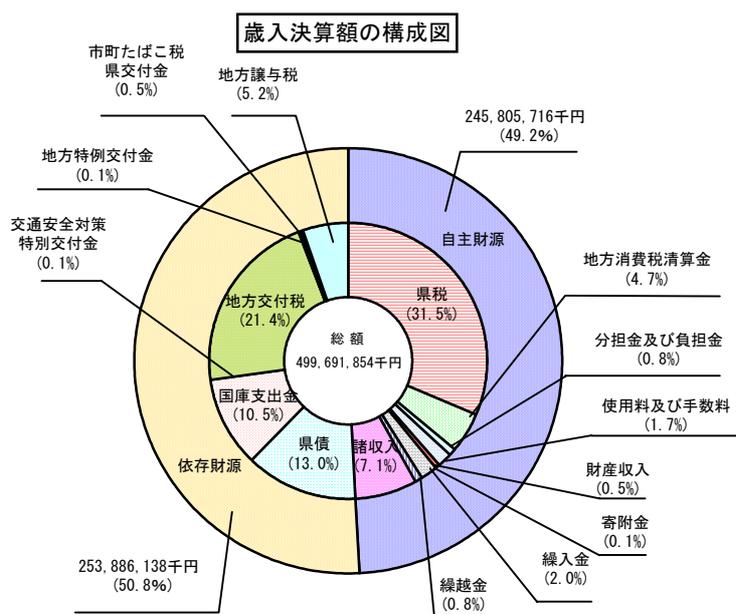
地方財政対策により、平成13年度から地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ22億1,870万円、9.7%減少したことに加え、「財政危機回避のための改革プログラム」に沿って投資的経費の重点化に努めたことや将来世代の負担を軽減する観点から県債の発行を抑制しましたが、国の補正予算への対応や退職手当債の発行等により、結果として19億5,800万円、3.1%増の648億9,480万円となりました。

○一般財源比率と自主財源比率

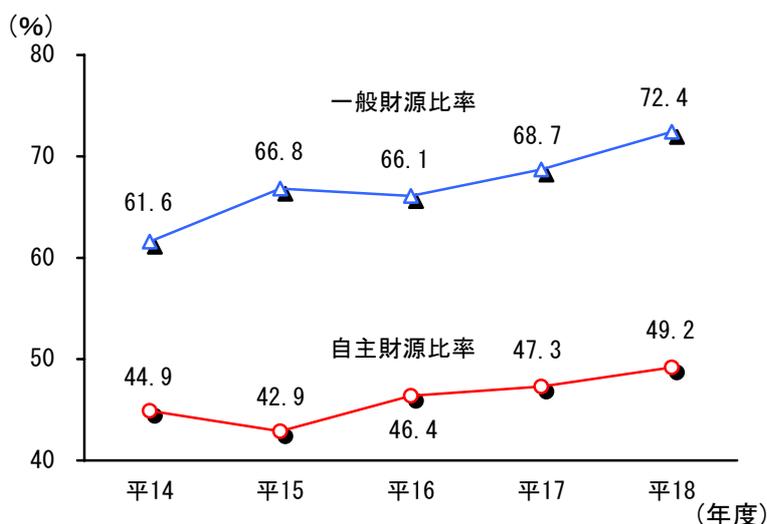
県税が増加したことや国庫支出金が大幅に減となったことなどから、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度に比べ3.7ポイント上昇し、72.4%となりました。また、自主財源である県税が増となった一方、依存財源である国庫支出金や地方交付税などが大きく減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、1.9ポイント上昇し、49.2%となりました。

付表 第1表 平成18年度一般会計歳入決算状況 → 56ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 56ページ



自主財源比率および一般財源比率の年度別推移

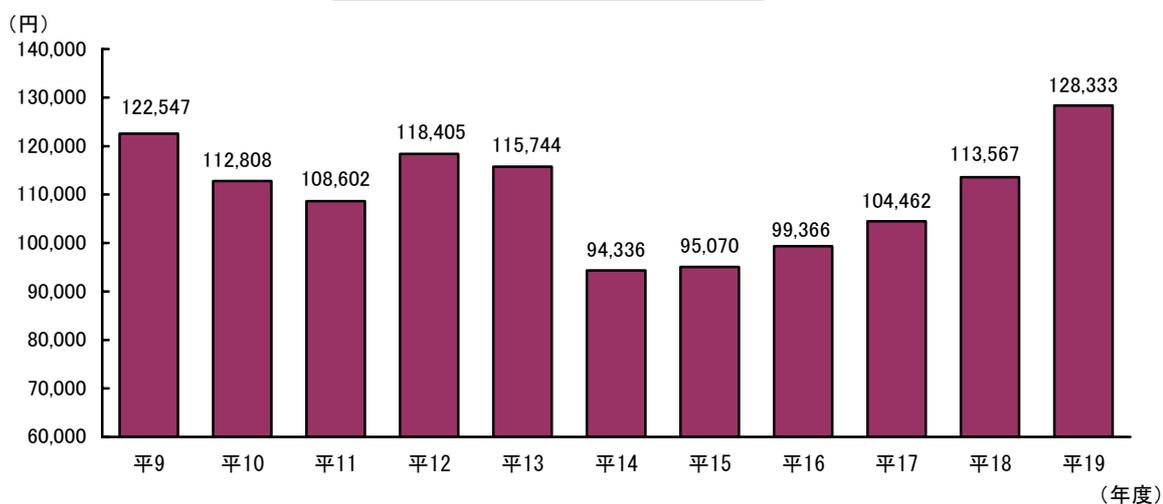


(注) 各比率の算出に用いる歳入総額は、借換債を除いています。

県民負担の状況

県財政に大きな位置を占める県税を県民1人あたりに換算しますと、平成18年度決算額で113,567円となり、前年度と比べると、9,105円増加しています。なお、平成19年度は、所得税(国税)から個人住民税(地方税)に税源移譲されたことから大幅に増える見込みです。

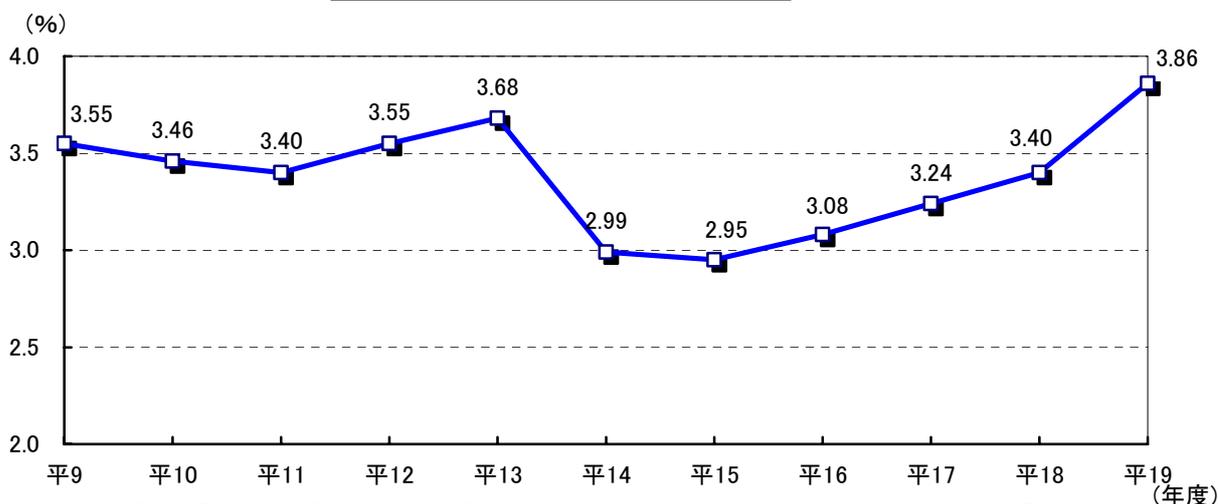
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成19年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成12年度および平成17年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率を見ると、平成13年度までは3.5%前後で推移していましたが、平成14年度に3%程度の水準となり、以降、少しずつ上昇する傾向となってきています。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成19年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成16年度までは実績推計値、平成17年度および平成18年度は回帰分析による見込値、平成19年度は平成18年度の数値)で除したものです。

付表 第3表 平成17年度～平成19年度県税収入状況 → 57ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 58ページ

(3) 歳出決算額

目的別決算額

- 財政構造改革の取り組みなどから、歳出決算規模が年々縮小しており、農政水産業費で前年度に比べて18.8%、商工観光労働費で10.1%、土木交通費で7.6%それぞれ減少しています。
- 一方、「三位一体の改革」の影響等により、健康福祉費で10.6%、また、警察本部庁舎整備費の増などにより、警察費で3.8%それぞれ増加しています。
- 決算額の構成比は、教育費が全体の26.4%（前年度25.8%）を占め、以下、土木交通費13.9%（同14.8%）、公債費13.7%（同13.6%）、健康福祉費12.9%（同11.5%）と続いています。

○健康福祉費

「三位一体の改革」で介護保険給付費県費負担金や国民健康保険調整交付金が大幅に増加したことなどにより、全体として61億785万5千円、10.6%の増となりました。

○商工観光労働費

中小企業振興のための貸付金が減少したことなどにより、全体として28億63万8千円、10.1%の減となりました。

○農政水産業費

国営土地改良事業費負担金や農地集団化促進事業費が減少したことなどにより、全体として52億6,805万7千円、18.8%の減となりました。

○土木交通費

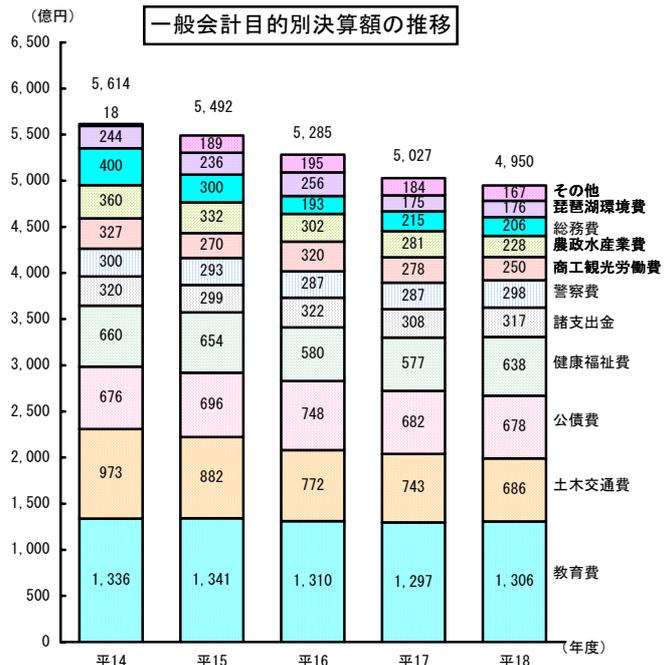
国直轄道路事業費負担金が増加しましたが、道路や河川関係事業費、土地開発基金への積立額が減少したことなどにより、全体として56億3,253万8千円、7.6%の減となりました。

○警察費

警察本部庁舎整備費や退職手当が増加したことなどにより、全体として10億9,131万4千円、3.8%の増となりました。

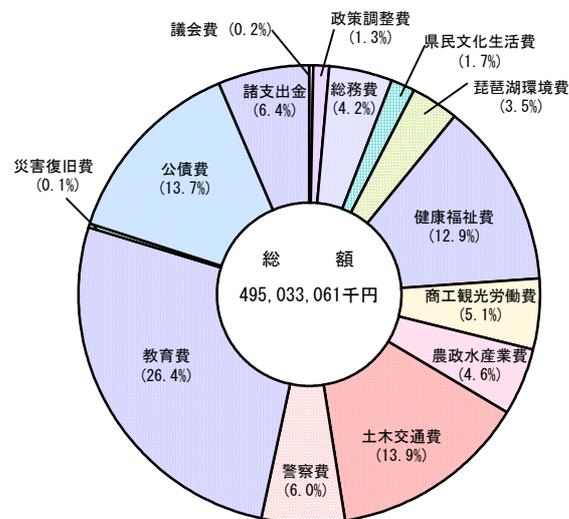
○教育費

高等学校建設費が減少したものの、退職手当が増加したことなどにより、全体として8億4,258万8千円、0.6%の増となりました。



(注) 本グラフは、各年度の款別決算額により作成しています。ただし、組織改編等により、年度間で目的区分の変動がありますので、平成18年度に合わせて調整しているところがあります。

歳出決算額の目的別（款別）構成図



性質別決算額

- 義務的経費は、扶助費、公債費が減少しましたが、人件費が増加したこと、また、歳出決算規模が前年度に比べ縮小したことから、義務的経費の構成比は、前年度に比べ0.7ポイント上昇して50.1%となり、さらに財政の硬直化が進んでいます。
- 投資的経費については、「財政危機回避のための改革プログラム」に沿った取り組みにより、普通建設事業費が減少したことなどから、前年度に比べ6.2%の減となりました。
- その他の経費については、補助費等および積立金が増加したものの、繰出金や貸付金が増加したことなどにより、全体で前年度に比べ1.0%の減となりました。

○普通建設事業費

「財政危機回避のための改革プログラム」に沿って、引き続き投資的経費の重点化に取り組んだ結果、前年度に比べ57億9,004万2千円、6.2%の減となりました。

- ① 補助事業費： 道路事業や河川事業などの公共事業費が減少したことから、前年度に比べ78億4,468万2千円、19.1%の減となりました。
- ② 単独事業費： 看護専門学校や警察本部庁舎の整備に係る経費の増があったものの、高等学校建設費や農地集団化促進事業費などが減少したことから、前年度に比べ4億2,099万1千円、1.1%の減となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 道路事業などの増により、前年度に比べ30億39万4千円、23.8%の増となりました。

○人件費

退職手当が前年度に比べて増加したことなどから、全体で4億3,776万9千円、0.3%の増となりました。

○補助費等

滋賀県立大学の独立行政法人化に伴う大学運営費交付金の増や「三位一体の改革」に伴う負担金・補助金の増などにより、全体で69億2,993万7千円、7.5%の増となりました。

○貸付金

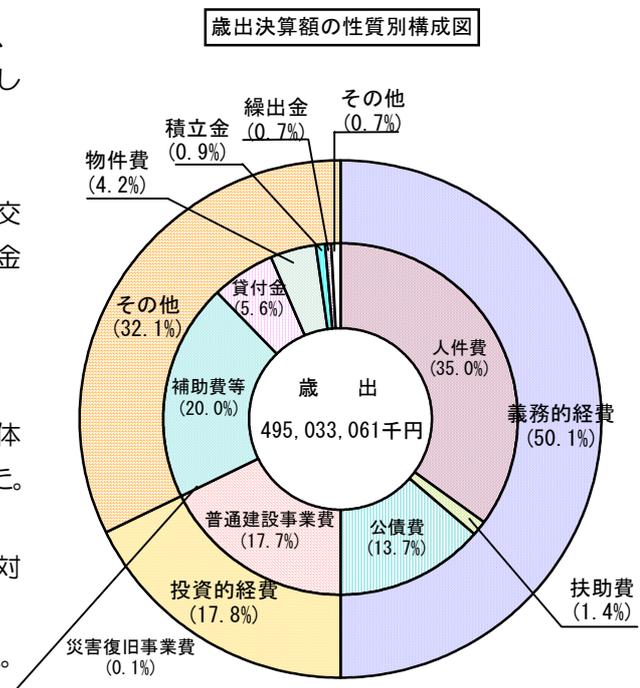
中小企業振興のための貸付金の減などにより、全体で27億8,645万4千円、9.1%の減となりました。

○積立金

障害者自立支援対策臨時特例基金および医師確保対策基金の創設に伴う積立金の増などにより、全体で19億2,237万7千円、74.6%の増となりました。

○繰出金

土地開発基金などへの積立額の減により、全体で51億7,610万4千円、59.4%の減となりました。



特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 1,818 億 5,888 万 2 千円、歳出決算額は 1,769 億 7,578 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 48 億 8,309 万 5 千円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町が行う公共施設等の整備事業に対して、8 億 9,030 万円を貸し付けました。
母子および寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、293 件、1 億 4,512 万 5 千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るため、滋賀県産業支援プラザ等に貸し付けていました小規模企業者等設備導入資金貸付金等について、総額 7 億 5,709 万 1 千円の償還を受けました。
農業改良資金貸付事業	農業経営の改善や農業後継者の育成を図るための資金として、3 件、2,164 万 8 千円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	林業・木材産業経営の改善、林業労働災害の防止および林業労働従事者の確保等に必要な資金として林業・木材産業改善資金 1 件、89 万 6 千円を、木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として 1 億 7,500 万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金 3 億 337 万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,114 億 2,272 万 8 千円の元利償還を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として 117 億 4,656 万 8 千円を支出するとともに、現在汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に 308 億 6,659 万 7 千円を支出しました。そのうち、県民の福祉の向上につながる諸事業の財源として、3,000 万円を一般会計に繰り出しました。

普通会計決算の概要

○決算収支の状況

平成 18 年度の普通会計決算額は、前年度に比べて、歳入で 60 億 6,088 万円、1.2%の減の 4,921 億 5,778 万円、歳出では 67 億 7,741 万 2 千円、1.4%の減の 4,847 億 2,930 万 7 千円となりました。実質収支は、前年度に比べて 9 億 5,604 万 8 千円増の 10 億 6,744 万 4 千円となり、実質単年度収支は 1 億 9,442 万 8 千円と昨年度に引き続きプラスとなりました。

●平成 18 年度普通会計決算

(単位：千円・%)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	492,157,780	98.8	498,218,660	95.1
歳 出 総 額 B	484,729,307	98.6	491,506,719	95.6
歳入歳出差引額 (A-B) C	7,428,473	110.7	6,711,941	69.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	6,361,029	96.4	6,600,545	69.7
実 質 収 支 額 (C-D) E	1,067,444	958.2	111,396	48.9
単年度収支額(E-前年度のE) F	956,048	—	△ 116,231	—
財 政 調 整 基 金 積 立 額 G	538,380	87.9	612,333	91.3
財 政 調 整 基 金 取 崩 額 H	1,300,000	皆増	—	皆減
実質単年度収支額 (F+G-H)	194,428	—	496,102	—

【解説】

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに各会計の範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計ベースは、一般会計と 13 の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複控除等を行い、純計額で表したものとなります。

なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複控除を行っていることによるものです。

付表 第 8 表 平成 18 年度普通会計歳入決算状況 → 60 ページ

第 9 表 平成 18 年度普通会計目的別歳出決算状況 → 61 ページ

第 10 表 平成 18 年度普通会計性質別歳出決算状況 → 61 ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《平成 18 年度普通会計決算による財政指標》

経常収支比率	91.8%
公債費負担比率	19.3%
起債制限比率	12.1%
実質公債費比率	13.6%
財政力指数	0.505

○経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される用途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す割合で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

○公債費負担比率

借入金である県債の返済（公債費）に使われた一般財源の一般財源総額に占める割合を示すもので、その負担の程度や財政構造の弾力性を見ることができます。この比率が高い場合は、用途が特定されず自由に使える財源の多くが借入金の返済に充てられていることとなり、その他の事業に使える財源が少ないことを示しています。

一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

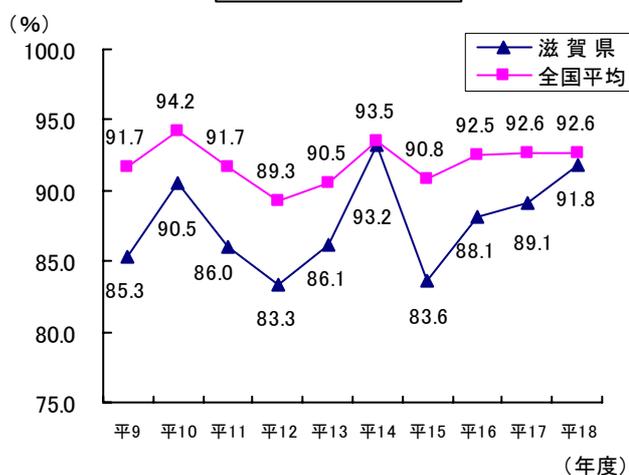
解説

一般財源とは

県税や地方交付税のように、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。

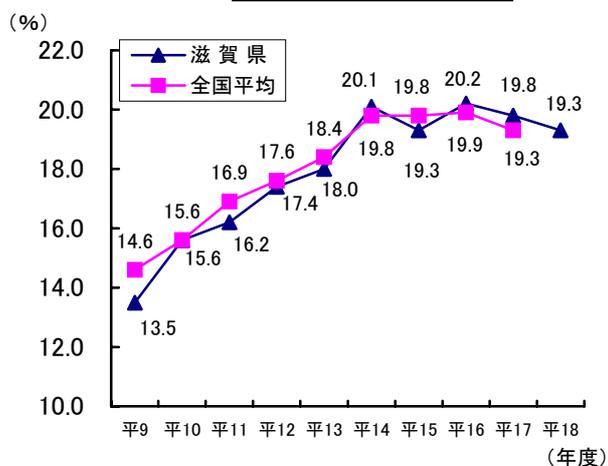
一方、国庫支出金のように、用途が決まっている財源を特定財源といいます。

経常収支比率の推移



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。

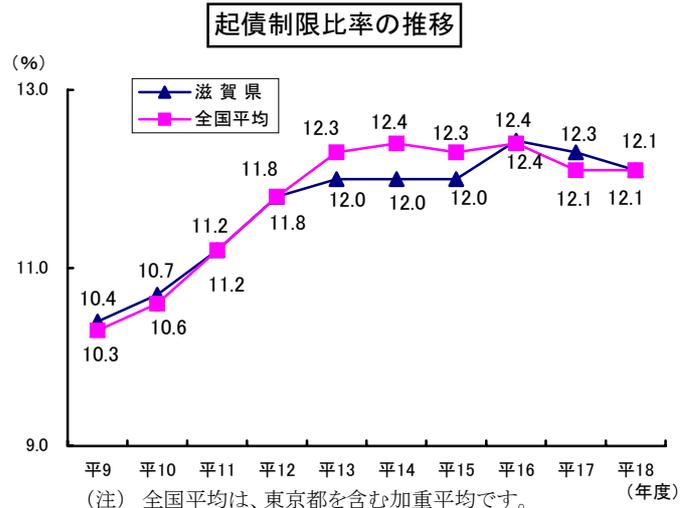
公債費負担比率の推移



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。

○起債制限比率

県税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準じる債務負担行為等（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。



○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。

平成18年度 滋賀県 13.6% (前年度 13.7%) 全国平均 14.7% (同 14.9%)

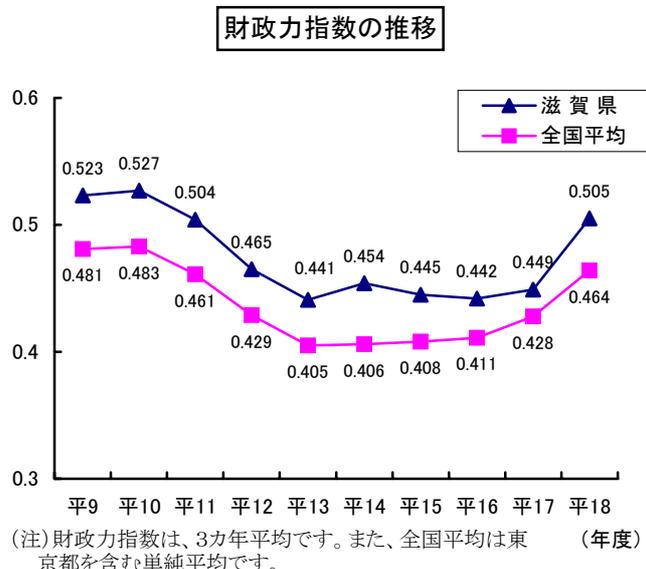
これは、平成18年度から地方債の発行に際して、協議制度が導入され、その基準として設けられたもので、この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、また25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

※実質公債費比率と起債制限比率の相違点

- ①実質的な公債費を算定対象に追加
 - ・公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰り出しを算入。
 - ・PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費に準じた経費を算入。
- ②満期一括償還方式の地方債にかかるルールを統一
 - ・県債管理基金積立額を全ての地方公共団体に共通する統一的なルールで算入。
 - ・県債管理基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した割合で、財政運営の自主性の大きさを表す指標として用いられます。



(参考)

○経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

○公債費負担比率

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源の額}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

○起債制限比率

$$\text{起債制限比率} = \left(\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1/3 \times 100 (\%)$$

- A = ①元利償還金（公営企業債分および繰上償還分を除く。）
②公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）
③五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出
- B = Aに充てられた特定財源
- C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された額
- D = 標準財政規模
- E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された額
- F = 臨時財政対策債発行可能額
- G = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1/3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金（次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。）
- B = 元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
※「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。
- C = AまたはBに充てられた特定財源
- D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E = 標準財政規模
- F = 臨時財政対策債発行可能額

○財政力指数

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$